

■同意第3号 教育委員会委員の任命について

【要旨】

教育委員会委員の宮崎正行氏が本年8月31日をもって辞職したため、その後任の委員を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものです。

なお、任期については、令和3年5月11日まで（前任者の残任期間）となります。

【任命しようとする者】

氏 名	石崎 豊史 (いしざき とよし)
住 所	四万十町弘見
生 年 月 日	(65 歳)
職 業、政 党 等	農業、無所属
〔主な経歴〕	
昭和52年3月	中央大学卒業
昭和52年4月	越知町立越知小学校で臨時教員として勤務
昭和53年4月	高知県小学校教諭として採用（四万十町内各小学校で勤務）
平成22年3月	退職 ～以後、農業（主に稲作）に従事～
平成23年1月	民生委員・児童委員〔主任児童委員〕（平成25年12月まで）
平成24年1月	人権擁護委員（平成26年12月まで）
平成25年4月	四万十町教育研究所勤務（平成27年3月まで）
平成26年4月	少年補導委員
平成27年6月	人権教窪川支部役員
平成27年12月	保護司
平成28年1月	民生委員・児童委員

【令和元年8月31日現在の教育委員会委員】

氏名	生年月日	年齢	性別	職業	政党等	保護者	任期
宮崎 正行		69	男	無職	無所属		H29.5.12～R3.5.11 ※R元.8.31 辞職
坂本 維子		67	女	無職	無所属		R元.5.12～R5.5.11
横山 順一		65	男	無職	無所属		H30.5.13～R2.5.12
佐々倉 愛		35	女	NPO 職員	無所属	○	H30.5.13～R4.5.12

【根拠法令】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）抜粋

（任命）

第 4 条 教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、教育長又は委員となることができない。

（1）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

（2）禁錮以上の刑に処せられた者

4 教育長及び委員の任命については、そのうち委員の定数に一を加えた数の二分の一以上の者が同一の政党に所属することとなつてはならない。

5 地方公共団体の長は、第 2 項の規定による委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。第 47 条の 6 第 2 項第 2 号及び第 5 項において同じ。）である者が含まれるようにしなければならない。

（任期）

第 5 条 教育長の任期は 3 年とし、委員の任期は 4 年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育長及び委員は、再任されることができる。